

議案第 7 号

管理者の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例案

管理者の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は、管理者がこれを専決処分することができる。 [(1)・(2) 略] (3) 1件100,000円以内において法第243条の2の9第8項の規定による職員の賠償責任を免除すること [(4)・(5) 略]	[同左] [(1)・(2) 同左] (3) 1件100,000円以内において法第243条の2の8第8項の規定による職員の賠償責任を免除すること [(4)・(5) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年7月9日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横 山 英 幸

説 明

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。